

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和7年6月3日（火）

午前10時00分 開会

午前11時20分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 克
委員	山 城 康 弘
委員	上 里 広 幸
委員	平安座 武志
委員	岸 本 一 徳

副委員長	我如古 盛 英
委員	知 念 秀 明
委員	石 川 慶
委員	宮 城 優
委員	宮 城 政 司

議 長	呉 屋 等
-----	-------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（1名）

施設管理課長	與 那 嶺 諭
--------	---------

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局 長	仲 村 厚 子
議事担当主幹	平 田 駒 子

次 長	當 山 全 盛
議事係長	伊 佐 直 樹

○ 協議案件

1. 第465回宜野湾市議会定例会の運営について

- ①一般質問について
- ②陳情書等の取り扱いについて
- ③委員会付託について
- ④早期採決について
- ⑤一括審議について
- ⑥会期の決定について

2. 新任部長の挨拶について

3. 議員表彰について

4. 議会運営委員会における「協議事項」の考え方について

5. その他

①（仮）相次ぐ米兵による性犯罪・性暴力について

②（仮）西田氏発言について

○ 報告事項

1. 議会費予算の補正について

議会運営委員会（要旨）

令和 7 年 6 月 3 日（火）

○宮城克 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 10 時 00 分）

【協議事項】

1. 第 465 回宜野湾市議会定例会の運営について

○宮城克 委員長 第 465 回定例会に上程される案件は、補正予算 1 件、契約 4 件、報告 8 件、その他 1 件の計 14 件となっている。

まず、①一般質問についてを議題とする。一般質問の時間制限については、従来のとおり答弁を含めないで 1 人 30 分以内としたい。これに御異議はないか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。通告締め切り日時については、6 月 5 日木曜日の午後 5 時までとする。これに御異議はないか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

次に、②陳情書等の取り扱いについてを議題とする。陳情の提出が 3 件あり、1 件ごとに上程の可否を諮ってまいりたい。まず、「国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見書提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情」について各会派の意見を伺いたい。

○石川慶委員 上程。

○山城康弘委員 上程。

○岸本一徳委員 上程。

○知念秀明委員 上程。

○上里広幸委員 上程。

○宮城優委員 上程。

○宮城政司委員 上程。

○我如古盛英委員 上程。

○宮城克 委員長 意見を聴取した結果、全会一致で上程とすることに決定した。

次に、「訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

を国に求める意見提出の陳情」について各会派の意見を伺いたい。

○石川慶委員 上程。

○山城康弘委員 上程。

○岸本一徳委員 上程。

○知念秀明委員 上程。

○上里広幸委員 上程。

○宮城優委員 上程。

○宮城政司委員 上程。

○我如古盛英委員 上程。

○宮城克 委員長 意見を聴取した結果、全会一致で上程とすることに決定した。

次に、「高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情」について各会派の意見を伺いたい。

○石川慶委員 上程。

○山城康弘委員 上程。

○岸本一徳委員 上程。

○知念秀明委員 上程。

○上里広幸委員 上程。

○宮城優委員 上程。

○宮城政司委員 上程。

○我如古盛英委員 上程。

○宮城克 委員長 意見を聴取した結果、全会一致で上程とすることに決定した。

次に、③委員会への付託案件についてを議題とする。付託先については、従来どおり議長に一任としたいが、そのように進めてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

次に、④早期採決についてを議題とする。事務局より説明いたさせたい。

○議会事務局 早期採決の資料 1 を参照願います。市長より依頼のあった提出議案の早期採決は 5 件である。1 件目、議案第 40 号 令和 7 年宜野湾市一般会計補正予算（第 1 号）の早期採決理由については、令和 7 年度定額減税補足給付金不足額支給事業において、対象者に 8 月下旬に給付を実施するために、先にシステムの改修等を行う必要があるためとのことである。予定スケジュールとして、6 月中旬にシステム改修契約、下旬に対象者データ抽出、7 月に通知書作成、8 月上旬に通知発送、8 月下旬に支給という予定であり、6 月の中旬には予算を確定させたいということである。

2 件目、議案第 42 号 伊利原市営住宅(F 棟)長寿命化改修工事(建築)請負契約については、本工事は居住者を一時的に転居させて行う改修工事であり、令和 8 年 1 月までに工事を完成させ、2 月には居住者の転居を行う必要があるため、早期に工事に着手する必要があるとのことである。

3 件目、議案第 43 号 市立グラウンド管理棟・管理倉庫新築工事(建築)請負契約については、令和 8 年 2 月末までに工事を完成させるため、早期に事業を着手する必要があるとのことである。

4 件目、議案第 44 号 市立グラウンド施設機能拡張工事請負契約については、令和 8 年 3 月末までに工事を完成させるため、早期に事業を着手する必要があるとのことである。

5 件目、議案第 45 号 宜野湾海浜公園屋外劇場建築工事(第 3 工区)請負契約については、令和 8 年 3 月末までに工事を完成させるため、早期に事業を着手する必要があるとのことである。以上である。

○宮城克 委員長 ただいまの説明に対し、質疑はあるか。早期採決の理由等について詳細な説明が必要であれば、説明員の出席を求めることも可能だが、いかがか。

○上里広幸委員 議案第 45 号の屋外劇場建築工事について確認したい。本件は随意契約となっているが、一般競争入札ではなく随意契約とした理由について、当局の説明を求めたい。

○宮城克 委員長 執行部を呼び説明いたさせたい。

(執行部、入室する)

○宮城克 委員長 改めて質疑があれば挙手にてお願いしたい。

○我如古盛英委員 議案第 45 号に関し、早期採決により 2 週間程度早まるが、その影響は大きいのか。

○施設管理課長 早期採決をお願いしている最大の理由は、年度末までの工期確保である。屋外劇場の第 3 工区は令和 8 年 3 月 17 日が工期となっている。電気・機械設備も建築の進捗に合わせて 3 月末までに終わらせる必要があり、予算の繰り越しもできない。1 日でも早く着手したいと考えている。今の 1 週間、10 日というのが、3 月になると、とても大きな 1 日になる。早期採決をいただければ、6 月末には本契約を締結し、7 月から直ちに着工することが可能となる。

○上里広幸委員 屋外劇場建築工事が随意契約となっている理由について伺う。

○施設管理課長 本件は既に施工中の第 2 工区と密接に関係する第 3 工区の工事であり、別業者に発注すると責任の所在が曖昧になることや、仮設足場等の共有による工費の削減、さらには準備期間の短縮による工期の確保が図れる。仮に別業者を公募

した場合、現場事務所の再設置や前工区の状況把握に時間を要し、年度内の完成が極めて困難になる。これらの点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。

○上里広幸委員 2工区までの業者が引き続き3工区も受けることが、最初から決まっていたのではないか。覚え書きなどがあるのか。また、これほど大きな金額の工事を一般競争入札にかけないのは不公平に見える。なぜ今回は入札を行わなかったのか、改めて明確に説明していただきたい。

○施設管理課長 第2工区の業者が第3工区も契約するという覚え書きなどはない。本来は入札が基本だが、部内でも検討し、契約検査課とも相談し、現在の状況下では、随意契約と判断したものである。

○宮城政司委員 今回の案件は、5月28日に入札を行い、29日に仮契約を結んだ後、30日に早期採決の依頼が出されている。当初の設計段階から早期採決を織り込んでいたのか。どの時点で早期採決が必要だと判断したのか伺いたい。

○施設管理課長 4月の指名審査会から準備を進め、単価の入れ替え作業等を経て、5月28日の入札によりやく間に合わせた状況である。最初から早期採決を予定していたわけではない。しかし、約7億円の本工事を含む複数の大型案件のボリュームを考え、年度末までに確実に完成させるためには早期の契約締結が不可欠であると判断し、見積もり期間から入札に至る過程で早期採決をお願いする考えに至った。

○宮城政司委員 建設部として、早期採決を前提とする考えがあるのか。本来、表決は最終日に行うのが通常だが、建設部の案件は早期採決の依頼が非常に多いと感じる。年度末の工期が分かっているのであれば、もっと前から適切なスケジューリングができたはずである。当初の予定になかった追加議案として提出し、さらに早期採決を求めるという進め方は、議会軽視ではないかとの懸念がある。当局の考えを伺いたい。

○施設管理課長 1億円程度の工事であれば通常日程で年度内に完了できるが、今回は極めて大規模な工事が重なっている。予算の単年度主義という制約がある中で、繰り越しを避け3月中に完成させるためには、早期に契約を確定させたいという思いから早期採決をお願いしている。本来は余裕を持って通常議案として出すべきだが、工事のボリュームが大きいために現状のような形になっている。

○山城康弘委員 法的な確認を行いたい。本件の3工区の金額を含め、本来は一般競争入札に付すべき根拠は何か。財務規則等の根拠を明確に示されたい。

○施設管理課長 地方自治法等の規定により、一定金額以上の契約については入札を基本とする規定がある。

○山城康弘委員 逆に、本件を随意契約で進められるとする法的根拠は何か。当局は

ルールに基づいて進めているはずであり、その根拠を示していただきたい。

○施設管理課長 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」という条項を適用している。工期の短縮、経済性、安全かつ適切な施工の確保が理由である。

○山城康弘委員 それならば法的根拠を第一に説明すべきだ。単に「工期短縮」や「経費削減」といった実務上の理由だけでなく、法に基づき適正に処理していることを強調しなければ、我々も納得しがたい。

○宮城克 委員長 ほかに質疑ないか。

(「質疑なし」という者あり)

○宮城克 委員長 質疑を終わり、執行部は退室願いたい。

(執行部、退室する)

○宮城克 委員長 5 件の早期採決を認め、6 月 18 日の一般質問初日の冒頭に採決してまいりたいが、よろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

次に、⑤一括審議についてを議題とする。一括審議については、当局より 1 件要望が出ており、議案第 43 号「市立グラウンド管理棟・管理倉庫新築工事(建築)請負契約について」及び議案第 44 号「市立グラウンド施設機能拡張工事請負契約について」は関連する議案となっており、一括審議としてほしいとの依頼がある。本件については、一括審議として進めてまいりたいがこれに御異議はないか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

次に、⑥会期の決定についてを議題とする。資料 3 を参照いただきたい。委員会は 2 日間を予定しており、総務常任委員会へ 1 件、経済建設常任委員会へ 5 件を付託予定である。各会派の一般質問予定人数について報告をいただきたい。

(各会派からの質問予定者の報告、質問者数 22 名)

○宮城克 委員長 一般質問予定人数は 22 名であり、一般質問は 6 日間としたい。会期については 6 月 10 日から 6 月 27 日までの 18 日間とする。

【協議結果】

第 465 回定例会の運営について、以下のとおり決定（全会一致）した。

①一般質問の時間制限：答弁を含めないで 1 人 30 分以内

②陳情書等の取扱い：3 件を上程

- ③委員会付託：議長に一任
 - ④早期採決について：5件を早期採決
 - ⑤一括審議について：議案第43号及び第44号を一括審議
 - ⑥会期：6月10日から6月27日までの18日間（別紙のとおり）
-

【協議事項】

2. 新任部長の挨拶について

○宮城克 委員長 こども部長、福祉推進部長、指導部長、消防長の4名より、開会前に挨拶したい旨の要請がある。

（質疑等なし）

○宮城克 委員長 本件については、定例会初日の開会前に挨拶させるということで御異議ないか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ないので、そのように進めてまいりたい。

【協議結果】

新任部長の挨拶については、6月定例会初日の開会前に行うことに決定した。

【協議事項】

3. 議員表彰について

○宮城克 委員長 次に、議員表彰についてを議題とする。事務局より説明いたさせたい。

○議会事務局長 全国市議会議長会より、議員表彰・10年以上で伊佐哲雄議員、山城康弘議員、石川慶議員、知念秀明議員の4名に対し表彰があった。慣例で初日の開会前に議場にて伝達式を行う予定である。

○宮城克 委員長 ただいまの説明のとおり進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、そのように進めてまいりたい。

【協議結果】

議員表彰について、初日の開会前に議場にて伝達式を行う予定である。

【協議事項】

4. 議会運営委員会における「協議事項」の考え方について

○宮城克 委員長 次に、議会運営委員会における「協議事項」の考え方についてを議題とする。協議の前に、5月23日に開催された前々回の議会運営委員会の振り返り確認をしてみたい。前々回の議会運営委員会では、「その他」の事項で、我如古委員より決議・意見書の提案があったが、次の2点により、一旦「取下げ」となった。1点目、「決議・意見書案」が議会運営委員会の「協議事項」の項目ではなく、「その他」で提案されたこと。2点目、上程したいとする臨時会まで、期間が短く、説明や検討する時間が無かったこと。これを踏まえ、決議・意見書の提案を「その他」として扱うか、「協議事項」として扱うかについて、事務局より説明いたさせたい。

○議会事務局長 我如古委員より提案があった際、先に意見書案を配布してしまい、委員会を混乱させたことを改めてお詫びする。今回整理した「基本的な協議の流れ」を説明する。原則として、委員からの提案はまず「その他」で行い、持ち帰り検討等を経て「取り扱う」と決定した後に、正式な「協議事項」として文案等の協議を行うこととする。取り扱うと決定した場合は、必要に応じて関係部署等から状況を聴取し、その後に「件名」「文案」「宛先」「要請の仕方」といった詳細を決定していくという流れを基本としたい。ただし、基地関係の事件等の緊急案件は委員長・議長判断で即座に協議可能とする。

○宮城克 委員長 ただ今の説明に質疑等あれば伺いたい。

○平安座武志 委員 今後はまず「その他」で提案し、それを「協議事項」に上げるか否かを段階的に判断するという理解でよい。また、協議事項に上げるという判断は、あくまで「議論のテーブルに乗せる」ということであり、この段階ではまだ「意見書を提出する」と決まったわけではない、という認識で間違いはないか。

○議会事務局長 その通りである。議題に上がってから改めて取り扱いの可否を諮ることになる。

○石川慶 委員 前回の件では、提案と同時に未調整の意見書案が配布されたため混乱が生じた。本来は、提案者がまず趣旨を説明し、委員会の総意として「取り扱う」と決まった段階で初めて文書が出てくるべきである。また、事前に各会派間で調整が済んでいるような事案については、その場で「その他」から「協議事項」への差し替えを諮るなど、柔軟な対応も可能であるか。

○議会事務局長 手続きを明確にするため、まず「その他」で提案を受けるが、調整が済んでいるのであれば、その場で取り扱いを決定し、即座に文案等の協議へ進むこ

とは可能である。

○宮城克 委員長 他に質疑はないか。

（「進行」という者あり）

○宮城克 委員長 質疑がないようなので、お諮りする。今後の議会運営委員会の「協議事項」の考え方については、事務局長の説明の通り、まずは「その他」で提案を受け、説明を踏まえた上で次回の「協議事項」で取り扱いの方向性を検討するという運用でよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、そのように進めてまいりたい。

【協議結果】

提案は「その他」を経て、次回の「協議事項」で正式に協議する手順を原則とした。
ただし、緊急時は委員長・議長判断で即時協議可能とする。

【協議事項】

5. その他（①（仮）相次ぐ米兵による性犯罪・性暴力について）

○宮城克 委員長 次に、協議事項5の「その他」に移る。まず、「①（仮）相次ぐ米兵による性犯罪・性暴力について」である。本件は、事前に提案したい旨の申し入れが我如古委員よりあった。提案の趣旨説明を求める。

○我如古盛英 委員 前々回の委員会において取り下げた経緯はあるが、改めて提案したい。昨今、米兵による性犯罪・性暴力が相次いで発生しており、市民や県民に多大な不安を与えている。宜野湾市議会としても、これを他人の事とは思わず、抗議決議及び意見書を提出し、議会としての確固たる意思を明確にすべきである。文案も準備しているので、速やかな協議をお願いしたい。

○宮城克 委員長 ただ今の説明に対する質疑はあるか。

○平安座武志 委員 確認だが、抗議決議による意思表示を行うことで、具体的にどのような効力があり、市民・県民にとってどのようなプラスになると考えているのか。

○我如古盛英 委員 沖縄は戦後80年、復帰から52年が経過しても、米軍関係者による事件・事故が後を絶たない。これまでも議会や自治体が決議を出してきたが、依然として減少していない現状がある。しかし、議会として市民の安全を守るために再発防止を求める姿勢を貫くことは、市民に対する責務であり、不可欠な行動であると

考えている。

○平安座武志 委員 再発防止の目的は理解する。しかし、なぜ米兵の事案のみを対象とするのか。今年に入り、沖縄県内では教職員による教え子への性加害事案なども報道されている。子供たちの安全を守るという観点であれば、加害者の属性に関わらず同様に扱うべきではないか。米兵のみを特出しすることに、政治的な意図が含まれているのではないかと懸念する。

○我如古盛英 委員 沖縄には米軍専用施設が集中しており、そこから派生する問題は県民にとって長年の懸案事項である。教職員等の事件も極めて重要であるが、まずは米兵による異常な事態に対し、綱紀粛正や教育の徹底を強く求めていきたいという考えである。他の事件を軽視しているわけではない。

○平安座武志 委員 教職員の件で決議をせよと言っているのではなく、扱いの差を確認した。会派に持ち帰り検討させていただく。

○石川慶 委員 会派に持ち帰って検討するにあたり、確認をしたい。「相次ぐ」とあるが、具体的にどの事案を指しているのか。また、それらが現在起訴されているのか不起訴なのか等の詳細な情報も整理して提供してほしい。

○我如古盛英 委員 今年に入って3件、去年は4件の摘発があった。起訴・不起訴の別を含め、資料を整理して提出する。

○宮城克 委員長 本件は、資料提供を待って各会派へ持ち帰り検討することとする。

【協議結果】

資料提供を待って各会派へ持ち帰り検討する。

【協議事項】

5. その他（②（仮）西田氏発言について）

○宮城克 委員長 次に、その他2番目「②（仮）西田氏発言について」である。我如古委員より説明を求める。

○我如古盛英 委員 5月3日のシンポジウムにおける西田参議院議員の発言についてである。ひめゆり学徒隊の証言や資料館の展示が事実と異なるとする趣旨の発言があり、これは戦争体験者の証言を否定するものだ。沖縄県民として納得がいかず、これに対し抗議決議及び意見書の提出を提案したい。

○平安座武志 委員 発言の全容を把握する必要がある。報道の一部切り取りではなく、全文を資料として提出してほしい。言論の自由が認められている中で、どの発言

が具体的に問題なのか、何を根拠に抗議するのかを明確に示していただかないと判断できない。過去には国連での不適切な発言が放置された例もあり、整合性も確認したい。

○我如古盛英 委員 思想信条の自由は尊重する。ひめゆりの資料館に関して、そこまでは見られなかったが……

(何事かいう者あり)

○我如古盛英 委員 ちゃんとした放送、録画からは見ていないが、いろいろマスコミ等を通じて、「証言が書き換えられている」といった発言に関しては、決してそうじゃないですよ。当時の記憶を基に証言した体験者に対して極めて失礼である。同氏は発言を一部撤回・修正したとの報道もあるが、場所や時間などの状況の誤りを認めただけで、中身に対する反省は見られない。抗議の根拠となる全文資料は準備して提出する。

○石川慶 委員 提案者が内容の「全部は見ていない」状態で抗議を提案するのは無責任ではないか。まず自ら全容を精査した上で提案すべきである。また、同様の主張を繰り返している他政党の政治家等も存在する中で、なぜ西田氏個人だけを特出しして抗議の対象とするのか、その理由と公平性について説明を求める。

○我如古盛英 委員 憲法記念日という極めて重要な時期に、大衆の前でなされた発言である。議会として対応すべき事案であると判断した。

○山城康弘 委員 資料提供の時期を明確にしてほしい。判断材料が揃わなければ、次の委員会の日程も決められない。

休 憩 (午前 11 時 24 分)

再 開 (午前 11 時 27 分)

○宮城克 委員長 本件の取り扱いの可否を判断するためには、委員から要望のあった全文資料および問題箇所の特정이不可欠である。我如古委員は早急に資料を作成し、提出期限を事務局へ報告すること。資料が提出され次第、事務局を通じて全委員へ配布し、それを受けて各会派で持ち帰り検討を行うこととする。

【協議結果】

資料提供を待つて各会派へ持ち帰り検討する。

【報告事項】

1. 議会費予算の補正について

○宮城克 委員長 次に、報告事項について、事務局より説明いたさせたい。

○議会事務局長 「ハワイ沖縄移民 125 周年記念事業」への出席にかかる予算（8 月 29 日～9 月 3 日、4 泊 6 日）が計上されている旨を報告します。

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。

閉会時刻（午前 11 時 30 分）